

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

| | | | |
|-----------------|--|-------------------|-----------|
| 処分の内容 | 介護保険料減免の認定 | | |
| 根拠法令 及び条項 | 介護保険法第142条、蓮田市介護保険条例第9条、 蓮田市介護保険条例施行規則第28条 | | |
| 審査基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当） | | |
| | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当） | | |
| | 【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市介護保険条例施行規則 ※別紙のとおり | | |
| 審査基準 設定年月日 | 平成12年4月1日 | 審査基準 最終変更年月日 | 令和4年3月31日 |
| 標準処理期間 | <input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当） | | |
| 標準処理期間 設定年月日 | 年 月 日 | 標準処理期間 最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署 | 健康福祉部 長寿支援課 | | |
| 備考 | | | |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(減免要件等)

第28条 条例第9条第1項各号に規定する減免は、別表第1から別表第3までによるものとする。

別表第1 (第28条関係)

| 対象者 | 減免要件 | 損害の程度 | 減免率 | 減免期間 |
|-------------------|---|-----------|-------|--------|
| 条例第9条第1項第1号に該当する者 | 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災 | 損害額が80%以上 | 10/10 | 12か月以内 |
| | その他これらに類する災害により、その者が所有し、居住に供する住宅及び家財について著しい損害を受け、損害金額(保険金、損害賠償金等により補填される金額を控除する。) | 損害額が50%以上 | 10/10 | 8か月以内 |
| | が、その住宅、家財の価格の30%以上であるとき。 | 損害額が30%以上 | 10/10 | 4か月以内 |

備考 第1号被保険者及び世帯員の前年合計所得金額の合算が1,000万円を超えると
きは減免の対象としない。

別表第2 (第28条関係)

| 対象者 | 減免要件 | 減免率 |
|----------------------------|---|---|
| 条例第9条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する者 | 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該年中の見込収入金額(退職金、雇用保険の給付金、保険金、損害賠償金等により補填される金額を含む。)が平年の収入金額に対し30%以上減少したとき。 | 当該年度の保険料額と当該年の見込収入金額等により条例第3条にあてはめて算出した保険料額との差額を減免する。 |

備考

- 1 当該年とは、当該保険料の賦課期日の属する年をいう。

2 当該年度とは、当該保険料の賦課期日の属する年度をいう。

別表第3（第28条関係）

| 対象者 | 減免要件 | 減免率 |
|-------------------|--|---------|
| 条例第9条第1項第5号に該当する者 | (1) 法第63条の規定により給付制限を受けたとき。 | 10 / 10 |
| | (2) 精神科病院等の施設に現に6月以上にわたり入所、入院し、退所、退院の見込みのないとき。 | 10 / 10 |
| | (3) 世帯の収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条における基準及び程度（以下「基準生活費」という。）以下であるとき。 | 2 / 3以内 |
| | (4) 世帯の収入額が基準生活費の1.2倍以下であるとき。 | 1 / 3以内 |
| | (5) 世帯の収入額が、基準生活費に当該第1号被保険者又は世帯員の医療及び介護に係る負担額を加算した額以下であるとき。 | 1 / 2以内 |

備考

- 1 世帯の収入額とは、介護保険料減免申請があった日の属する月の前おおむね3か月間における当該第1号被保険者及び世帯員の合計収入月額（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8（収入の認定）に規定する収入の額）の平均額をいう。
- 2 基準生活費とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準、別表第3住宅扶助基準に基づいて算出された月額の合計額をいう。
- 3 医療及び介護に係る負担額とは、医療及び介護に関する費用のうち、医療保険及び介護保険等から給付又は補填される額を控除した額をいう。
- 4 (3)、(4)及び(5)の適用については、次のいずれかに該当するときは対象としない。
 - ① 当該第1号被保険者又は世帯員が居住用の建物、土地を除いて処分可能な不

動産を所有しているとき。

② 当該第1号被保険者及び世帯員が所有する現金、預貯金、有価証券等の合算額が基準生活費の1.2倍を超えるとき。

③ 生活保護を受給しているとき。

④ 当該第1号被保険者が法第66条、第67条又は第69条の規定の適用を受けているとき。

5 施行令第38条第1項第1号イ(2)、同号ハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロの規定の対象となる者は、当該保険料の額から、当該規定を適用しないものとした場合の保険料額にそれぞれの区分ごとの減免率を適用した後の保険料額を差し引いた額を減額する。